障害支援区分への見直し (案) に対する意見

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課あて

住 所:神奈川県横浜市

氏名(※):神奈川県知的障害者施設保護者会

会長 岩本 邦雄

(※) 法人・団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

〔意見〕

障害者総合支援法の障害支援区分について

始めに

1. 障害者が必要とする支援は自己選択・自己決定で

どんなに重いハンディキャップのある障害者も、社会の一員としてその人権を尊重 されるためには、一人ひとりが必要とする支援の質・量を、自己選択・自己決定す ることが必要です。

民主主義は、自分で考え自分で決定できる個人を、かけがえのない存在として尊重するものです。そのことは日本国憲法第 11 条の「基本的人権の享有」、第 13 条の「個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉」に明確に示されているところです。この立場に立つとすれば、障害程度区分も障害支援区分も必要ないと考えます。

障害支援区分について

2. 障害者に対する支援度合をなぜ区分・区別しなければならないのか、その合理的な理由がわかりません。

障害者が、かけがえのない個人として尊重されその人らしく生きるために、支援

は欠かせないものです。知的障害者は全国に約 200 万人いるといわれていますが、 障害の程度・環境等は一人ひとり異なっていて、必要とする支援の質・量もおのず から異なります。

障害支援区分では、「障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる」 という文言が入っていますが、障害者の心身の状態を一定の物差しで判定しようと することには変わりありません。

障害を持っているが故になぜ区分・区別をされなければならないのか。また、このような仕組みのもとに支援を行おうとすれば、制度の谷間に落ちる障害者が出てくることが十分考えられます。

したがって、区分・区別によるのではなく、一人ひとりが本当に必要とする支援 が受けられるような制度に変更していただきたい。

3. 障害支援区分に名を変えても根本的な解決にはなりません。

現在のコンピュータによる障害程度区分の判定は、介護認定のために開発された 判定式をそのまま流用しているため、106項目の判定項目のうちの「行動障害や精 神面等の判定項目」では、肢体不自由以外の障害の特性を十分に評価できていない、 ということを厚生労働省自体も認めているところです。

これは判定の方法もさることながら、どのような尺度を用いようが障害者を区分・ 区別して支援する、という仕組みそのものに問題があると考えます。

4. 新しい判定項目でも障害者の実態は適切に反映されません

現在検討されている新しい障害支援区分の判定項目については、移動や動作等に関連する項目 12、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 16、意志疎通に関連する項目 6、行動障害に関連する項目 34、特別な医療に関連する項目 12 になっているようですが、本人の生育歴・家庭状況・環境等に関する判定項目がありません。

このような判定項目で評価・区分されるとすれば、本当に必要とする支援が受けられない障害者が出てくることは間違いないと考えます。区分・区別をもとに支援する仕組みは廃止し、新たな考え方にもとづく制度をぜひ構築していただきたい。

以上